

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

条 例

○北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例…………… (経済部総務課)	1
○北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例 …………… (食関連産業室)	1
○北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例…………… (産業振興課)	2
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例…………… (環境・エネルギー室)	2
○北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例…………… (人材育成課)	2
○北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例 …………… (人材育成課)	2
○北海道立産業共進会場条例の一部を改正する条例…………… (農政課)	3
○北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例…………… (農政課)	3
○北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部を改正する条例…………… (食品政策課)	4
○北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例…………… (畜産振興課)	4
○北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例…………… (農業経営課)	4
○北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例 (水産林務部総務課)	4
○北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例…………… (水産経営課)	5
○北海道漁港管理条例の一部を改正する条例…………… (漁港漁村課)	5
○北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例…………… (漁港漁村課)	7
○北海道立道民の森条例の一部を改正する条例…………… (森林活用課)	8
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例…………… (建設部総務課)	8
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 …………… (建設部総務課)	9
○北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例…………… (道路課)	9

条 例

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第42号

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例

北海道経済部手数料条例(平成12年北海道条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表17の項中「20,300円」を「20,400円」に改め、同表18の項中「7,500円」を「7,600円」に改め、同表19の2の項中「450円」を「460円」に改め、同表20の項中「57,800円」を「58,700円」に改め、同表21の項中「37,000円」を「37,300円」に改め、同表50の項中「55,500円」を「56,000円」に改め、同表78の項中「14,700円」を「14,900円」に改め、同表80の2の項中「450円」を「480円」に改め、同表81の項中「40,100円」を「40,400円」に改め、同表82の項中「17,800円」を「17,900円」に改め、同表86の項中「16,500円」を「17,900円」に、「11,000円」を「11,900円」に、「13,800円」を「15,000円」に、「9,200円」を「10,000円」に、「12,300円」を「13,300円」に、「8,200円」を「8,900円」に改め、同表99の項中「1,610円」を「1,660円」に改め、同表100の項及び101の項中「850円」を「890円」に改め、同表102の項及び103の項中「770円」を「790円」に改め、同表104の項中「アウトドアガイド基礎認定等申請手数料」を「アウトドア検定合格認定等申請手数料」に、「1,080円」を「1,110円」に改め、同表105の項中「アウトドアガイド基礎認定証書換え交付手数料」を「アウトドア検定合格認定証書換え交付手数料」に、「850円」を「890円」に改め、同表106の項中「アウトドアガイド基礎認定証再交付手数料」を「アウトドア検定合格認定証再交付手数料」に、「850円」を「890円」に改め、同表107の項中「830円」を「850円」に改め、同表108の項及び109の項中「750円」を「780円」に改め、同表110の項中「1,230円」を「1,260円」に改め、同表111の項及び112の項中「850円」を「890円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第43号

北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例

北海道立地域食品加工技術センター条例（平成6年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項中「12,700円」を「13,900円」に、「1,450円」を「2,050円」に改め、同表の2の事項中「3,380円」を「3,440円」に改める。

別表第2の1の事項中「2,350円以上11,600円」を「2,450円以上11,900円」に改め、同表の2の事項中「4,050円以上67,300円」を「4,200円以上69,300円」に改め、同表の3の事項中「570円」を「580円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第44号

北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例

北海道立工業技術センター条例（昭和61年北海道条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項中「1,200円以上54,100円」を「1,250円以上55,600円」に、「3,850円」を「4,000円」に改め、同表の2の事項中「2,450円」を「2,500円」に、「1,550円」を「1,600円」に改める。

別表第2の1の事項中「1,650円以上43,200円」を「2,450円以上44,400円」に改め、同表の2の事項中「3,500円以上55,800円」を「3,600円以上57,400円」に改め、同表の3の事項中「570円」を「580円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第45号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

- (1) 北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号）第1条及び第22条
- (2) 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成12年北海道条例第108号）第2条第1号

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第46号

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例

北海道立高等技術専門学院条例（昭和44年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「2,550円」を「2,580円」に改め、同項第2号中「7,340円」を「7,440円」に改め、同項第3号中「15万3,600円」を「15万4,800円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第47号

北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例

北海道立職業能力開発支援センター条例（平成13年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表1号研修室の項中「4,310円」を「4,430円」に、「5,770円」を「5,930円」に、「13,920円」を「14,310円」に改め、同表2号研修室の項中「2,950円」を「3,030円」に、「3,920円」を「4,030円」に、「10,280円」を「10,570円」に改め、同表3号研修室の項中「6,030円」を「6,200円」に、「8,030円」を「8,250円」に、「17,900円」を「18,410円」に改め、同表実習室の項中「24,620円」を「25,320円」に、「32,830円」を「33,760円」に、「85,770円」を「88,210円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立産業共進会場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第48号

北海道立産業共進会場条例の一部を改正する条例

北海道立産業共進会場条例（昭和47年北海道条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項中「110,900円」を「114,100円」に、「138,600円」を「142,600円」に、「201,600円」を「207,400円」に、「224,300円」を「230,700円」に、「287,300円」を「295,500円」に、「207,900円」を「213,800円」に、「259,600円」を「267,000円」に、「378,000円」を「388,800円」に、「419,600円」を「431,600円」に、「539,300円」を「554,700円」に、「160,000円」を「164,600円」に、「199,100円」を「204,800円」に、「289,800円」を「298,100円」に、「322,600円」を「331,800円」に、「414,500円」を「426,300円」に、「90,700円」を「93,300円」に、「113,400円」を「116,600円」に、「163,800円」を

「168,500円」に、「182,700円」を「187,900円」に、「235,600円」を「242,300円」に、「623,700円」を「641,500円」に、「778,700円」を「800,900円」に、「1,134,000円」を「1,166,400円」に、「1,261,300円」を「1,297,300円」に、「1,620,400円」を「1,666,700円」に、「250円」を「260円」に、「470円」を「480円」に改め、同表2の事項中「660円」を「680円」に、「1,980円」を「2,000円」に、「2,900円」を「3,000円」に、「8,700円」を「8,900円」に、「2,100円」を「2,200円」に、「6,300円」を「6,500円」に改め、同表3の事項中「65,300円」を「67,200円」に、「195,900円」を「201,500円」に、「26,600円」を「27,400円」に、「79,800円」を「82,100円」に、「34,000円」を「35,000円」に、「102,000円」を「104,900円」に、「250円」を「260円」に、「470円」を「480円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第49号

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例

北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「3,840円」を「3,950円」に、「2,810円」を「2,890円」に、「2,010円」を「2,070円」に改め、同表2の項中「1,940円」を「1,990円」に改め、同表3の項中「1,810円」を「1,860円」に改め、同表4の項中「3,460円」を「3,550円」に改め、同表5の項中「18,000円」を「18,600円」に、「35,000円」を「35,900円」に改め、同表6の項中「3,600円」を「3,800円」に、「7,100円」を「7,300円」に改め、同表7の項及び8の項中「790円」を「810円」に改め、同表9の項中「2,150円」を「2,210円」に改め、同表10の項及び11の項中「1,800円」を「1,850円」に改め、同表12の項中「7,720円」を「7,910円」に改め、同表17の項中「18,760円」を「19,260円」に、「45,680円」を「46,920円」に改め、同表18の項中「4,200円」を「4,320円」に改め、同表19の項中「7,190

円」を「7,400円」に改め、同表23の項中「29,300円」を「30,070円」に改め、同表24の項中「11,870円」を「12,180円」に改め、同表25の項中「2,560円」を「2,630円」に改め、同表26の項中「3,580円」を「3,690円」に改め、同表27の項中「8,050円」を「8,280円」に改め、同表28の項中「2,560円」を「2,630円」に改め、同表29の項中「3,580円」を「3,690円」に改め、同表29の2の項中「29,650円」を「30,140円」に改め、同表29の3の項中「3,580円」を「3,690円」に改め、同表29の4の項中「10,400円」を「10,700円」に改め、同表29の5の項中「2,560円」を「2,630円」に改め、同表29の6の項中「3,580円」を「3,690円」に改め、同表30の項中「29,300円」を「30,070円」に改め、同表31の項中「11,870円」を「12,180円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第50号

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部を改正する条例

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（平成17年北海道条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「31万4,760円」を「32万3,750円」に改め、同項第2号中「21万980円」を「21万7,000円」に改め、同条第3項中「11万2,120円」を「11万5,320円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第51号

北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

北海道家畜保健衛生所条例（昭和25年北海道条例第92号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「610円」を「620円」に、「6,370円」を「6,550円」に、「1万2,120円」を「1万2,430円」に、「2万3,100円」を「2万3,760円」に、「480円」を「500円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第52号

北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例

北海道立農業大学校条例（昭和48年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「13万5,600円」を「13万6,800円」に改める。

第7条第2項第1号中「1,470円」を「1,480円」に改め、同項第2号中「2,050円」を「2,060円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第53号

北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例

北海道水産林務部手数料条例（平成12年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表17の項中「6,100円」を「6,300円」に改め、同表18の項中「3,800円」を

「3,900円」に改め、同表20の項中「14,500円」を「14,900円」に改め、同表21の項中「37,800円」を「38,800円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第54号

北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例

北海道立漁業研修所条例（平成8年北海道条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「2,050円」を「2,060円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第55号

北海道漁港管理条例の一部を改正する条例

北海道漁港管理条例（昭和32年北海道条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表1のア(ア)の事項の表を次のように改める。

区 分	利 用 料				
	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 1年まで
1トン未満	800円	2,200円	3,800円	5,100円	5,700円
1トン以上3トン未満	1,300円	3,300円	5,700円	7,900円	8,700円
3トン以上5トン未満	1,500円	4,300円	7,400円	10,400円	11,500円

5トン以上10トン未満	2,600円	7,400円	12,600円	17,800円	19,800円
10トン以上15トン未満	3,900円	10,800円	18,700円	26,200円	28,700円
15トン以上20トン未満	5,100円	13,300円	23,700円	32,900円	36,300円
20トン以上30トン未満	9,500円	24,900円	43,200円	59,800円	66,600円
30トン以上40トン未満	11,800円	32,000円	55,900円	77,100円	85,900円
40トン以上50トン未満	15,400円	40,900円	70,500円	97,500円	108,500円
50トン以上60トン未満	19,000円	50,700円	87,900円	121,900円	135,400円
60トン以上80トン未満	24,300円	65,600円	114,100円	159,000円	175,900円
80トン以上	29,700円	80,300円	140,400円	195,800円	216,300円
	と80トン を超える 20トンご とに5,200 円で計算 した額と の合計額	と80トン を超える 20トンご とに14,800 円で計算 した額と の合計額	と80トン を超える 20トンご とに26,200 円で計算 した額と の合計額	と80トン を超える 20トンご とに36,900 円で計算 した額と の合計額	と80トン を超える 20トンご とに40,400 円で計算 した額と の合計額

別表1のイ(ア)の事項中「56円70銭」を「58円32銭」に改め、同表1のイ(イ)の事項中「26円25銭」を「27円」に改め、同表1のイ(ウ)の事項中「24円15銭」を「24円84銭」に改め、同表1のウの事項中「野積場、漁具干場、」を削り、「蓄養水面」を「水面」に、「1円5銭」を「1円8銭」に改め、同表2の事項中表の部分次のように改める。

区 分	単 位	単 価 及 び 算 出 方 法					
		1 級 地		2 級 地		3 級 地	
		1月 以上 の占 用	1月 未満 の占 用	1月 以上 の占 用	1月 未満 の占 用	1月 以上 の占 用	1月 未満 の占 用
	占有面	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格（地方税法（昭和25年法律第226号）第349条に規定する固定資産課					

工 作 物 の 設 置 に 係 る 占 用 の	建造工作物（外径が0.4メートル以上の管を含む。）	積1平方メートルにつき1年	税台帳に登録された価格をいい、以下「近傍価格」という。）に100分の6を乗じて得た額（1月未満の占用にあっては、その額に100分の108を乗じて得た額）（その額が20円に満たない場合にあっては、20円）					
	第1種電柱	1本につき1年	430円	464円 40銭	360円	388円 80銭	310円	334円 80銭
	第2種電柱		660円	712円 80銭	550円	594円	480円	518円 40銭
	第3種電柱		900円	972円	740円	799円 20銭	650円	702円
	第1種電話柱		390円	421円 20銭	320円	345円 60銭	280円	302円 40銭
	第2種電話柱		620円	669円 60銭	510円	550円 80銭	450円	486円
	第3種電話柱		850円	918円	700円	756円	620円	669円 60銭
	その他の柱類		39円	42円 12銭	32円	34円 56銭	28円	30円 24銭
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	4円	4円 32銭	3円	3円 24銭	3円
	鉄塔	1基につき1年	770円	831円 60銭	640円	691円 20銭	560円	604円 80銭
	外径が0.07メートル未満のもの		16円	17円 28銭	13円	14円 4銭	12円	12円 96銭
	外径が0.07メートル以		23円	24円	19円	20円	17円	18円

場 合	管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設	長さ1メートルにつき1年	上0.1メートル未満のもの		84銭		52銭		36銭
			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	35円	37円	29円	31円	25円	27円
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		80銭		32銭		
			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	46円	49円	38円	41円	34円	36円
			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		68銭		4銭		72銭
			外径が0.4メートル以上のもの	70円	75円	57円	61円	50円	54円
その他の占用の場合	占用面積1平方メートルにつき1年	近傍価格に100分の5を乗じて得た額（1月未満の占用にあっては、その額が10円に満たない場合にあっては、10円）	上0.2メートル未満のもの		60銭		56銭		
			上0.3メートル以上のもの	93円	100円	76円	82円	67円	72円

別表2の事項の表の備考第4号中「1.1」を「1.2」に改め、同表の備考第5号中「市及び町村」を「1級地、2級地及び3級地」に改め、「所在地をいい」の次に「、その区分は、次のとおりとし」を加え、同号に次のように加える。

- (1) 1級地 函館市、小樽市及び室蘭市の区域をいう。
- (2) 2級地 釧路市、登別市、伊達市、石狩市、北斗市、岩内町、余市町及び羅臼町の区域をいう。
- (3) 3級地 漁港の存する市町村の区域で1級地及び2級地以外のものをいう。

別表3のア(ア)の事項中「4,700円」を「4,800円」に、「5,200円」を「5,300円」に改め、同表3のイ(ア)の事項中「105円」を「108円」に改め、同表3のウの事項中「5円25銭」を「5円40銭」に改め、同表3のエの事項中「1円5銭」を「1

円8銭」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第56号

北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道漁港土砂採取料等徴収条例（平成12年北海道条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項中「136円50銭」を「140円40銭」に、「168円」を「172円80銭」に、「220円50銭」を「226円80銭」に、「934円50銭」を「961円20銭」に改め、同表2の事項中表の部分の部分を次のように改める。

区 分	単 位	単 価 及 び 算 出 方 法					
		1 級 地		2 級 地		3 級 地	
		1 月 以 上 の 占 用	1 月 未 満 の 占 用	1 月 以 上 の 占 用	1 月 未 満 の 占 用	1 月 以 上 の 占 用	1 月 未 満 の 占 用
建造工作物敷地（外径が0.4メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。）	公共空地	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格（地方税法（昭和25年法律第226号）第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいい、以下「近傍価格」という。）に100分の6を乗じて得た額（1月未満の占有にあっては、その額に100分の108を乗じて得た額）（その額が20円に満たない場合にあっては、20円）					
	水域	30円	32円	30円	32円	30円	32円

			40銭		40銭		40銭		
第1種電柱			430円	464円	360円	388円	310円	334円	
				40銭		80銭		80銭	
第2種電柱			660円	712円	550円	594円	480円	518円	
				80銭				40銭	
第3種電柱			900円	972円	740円	799円	650円	702円	
						20銭			
第1種電話柱		1本につき1年	390円	421円	320円	345円	280円	302円	
				20銭		60銭		40銭	
第2種電話柱			620円	669円	510円	550円	450円	486円	
				60銭		80銭			
第3種電話柱			850円	918円	700円	756円	620円	669円	
								60銭	
その他の柱類			39円	42円	32円	34円	28円	30円	
				12銭		56銭		24銭	
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	4円	4円	3円	3円	3円	3円	
				32銭		24銭		24銭	
鉄塔		1基につき1年	770円	831円	640円	691円	560円	604円	
				60銭		20銭		80銭	
管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の		長さ1メートルにつき1年	外径が0.07メートル未満のもの	16円	17円	13円	14円	12円	12円
					28銭		4銭		96銭
			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	23円	24円	19円	20円	17円	18円
					84銭		52銭		36銭
			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	35円	37円	29円	31円	25円	27円
		80銭		32銭					
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			46円	49円	38円	41円	34円	36円	
				68銭		4銭		72銭	
外径が0.2メートル以上			70円	75円	57円	61円	50円	54円	

埋設	0.3メートル未満のもの			60 銭		56 銭		
	外径が0.3メートル以上のもの		93 円 44 銭	100 円	76 円	82 円 8 銭	67 円	72 円 36 銭
その他の敷地	占有面積1平方メートルにつき1年	近傍価格に100分の5を乗じて得た額（1月未満の占有にあっては、その額に100分の108を乗じて得た額）（その額が10円に満たない場合にあっては、10円）						

別表2の事項の表の備考第3号中「1.1」を「1.2」に改め、同表の備考第4号中「市及び町村」を「1級地、2級地及び3級地」に改め、「所在地をいい」の次に「、その区分は、次のとおりとし」を加え、同号に次のように加える。

- (1) 1級地 函館市、小樽市及び室蘭市の区域をいう。
- (2) 2級地 釧路市、登別市、伊達市、石狩市、北斗市、岩内町、余市町及び羅臼町の区域をいう。
- (3) 3級地 漁港の存する市町村の区域で1級地及び2級地以外のものをいう。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立道民の森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第57号

北海道立道民の森条例の一部を改正する条例

北海道立道民の森条例（平成2年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2管理棟学習室の項中「1,960円」を「2,010円」に改め、同表野外ステージの項中「8,970円」を「9,220円」に改め、同表キャンプ場の項中「3,640円」を「3,740円」に、「1,470円」を「1,510円」に改め、同表シャワー室の項中

「670円」を「690円」に改め、同表工芸館工作室の項中「460円」を「470円」に、「880円」を「900円」に改め、同表陶芸館工作室の項中「600円」を「610円」に、「1,070円」を「1,100円」に改め、同表バンガロー（10人用）の項中「8,970円」を「9,220円」に改め、同表バンガロー（4人用）の項中「4,480円」を「4,600円」に改め、同表宿泊棟の項中「670円」を「690円」に、「1,170円」を「1,200円」に、「16,800円」を「17,200円」に、「12,100円」を「12,400円」に改め、同表森林学習センターの項中「3,640円」を「3,740円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「2,730円」を「2,800円」に、「9,230円」を「9,490円」に、「12,400円」を「12,700円」に、「330円」を「340円」に、「670円」を「690円」に改め、同表パークゴルフ場の項中「930円」を「950円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第58号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表8の項中「27,000円」を「28,000円」に改め、同表10の2の項中「160,000円」を「170,000円」に改め、同表11の項中「410,000円」を「420,000円」に、「400,000円」を「410,000円」に改め、同表11の2の項及び12の項中「15,000円」を「16,000円」に改め、同表14の2の項中「75,100円」を「75,500円」に改め、同表15の項中「50,500円」を「50,900円」に、「141,000円」を「143,000円」に改め、同表16の項中「92,500円」を「92,900円」に、「141,000円」を「143,000円」に改め、同表17の項中「70,000円」を「70,400円」に改め、同表18の項中「141,000円」を「142,000円」に、「226,000円」を「228,000円」に改め、同表19の項中「226,000円」を「228,000円」に改め、同表20の項中「61,600円」を「62,000円」に、「226,000円」を「228,000円」に、「338,000円」を「342,000円」に改め、同表21の項中「213,000円」を「214,000円」に改

め、同表22の項及び22の2の項中「226,000円」を「228,000円」に改め、同表23の項中「141,000円」を「143,000円」に改め、同表24の項中「226,000円」を「228,000円」に改め、同表25の項中「70,000円」を「70,400円」に改め、同表26の項中「226,000円」を「228,000円」に改め、同表27の項中「141,000円」を「142,000円」に、「226,000円」を「228,000円」に改め、同表28の項中「70,000円」を「70,400円」に改め、同表28の2の項中「94,900円」を「95,300円」に改め、同表28の3の項中「15,800円」を「16,000円」に改め、同表28の4の項から33の項までの規定中「226,000円」を「228,000円」に改め、同表33の2の項及び34の項中「70,000円」を「70,400円」に改め、同表35の項中「226,000円」を「228,000円」に改め、同表35の2の項から36の2の項までの規定中「70,000円」を「70,400円」に改め、同表37の項中「226,000円」を「228,000円」に改め、同表37の2の項及び37の3の項中「70,000円」を「70,400円」に改め、同表38の項中「226,000円」を「228,000円」に改め、同表40の項及び41の項中「94,900円」を「95,300円」に改め、同表41の2の項及び41の3の項中「226,000円」を「228,000円」に改め、同表42の項中「94,900円」を「95,300円」に改め、同表42の2の項及び42の3の項中「226,000円」を「228,000円」に改め、同表43の項中「15,800円」を「16,000円」に改め、同表44の項中「70,000円」を「70,400円」に改め、同表44の2の項中「50,800円」を「51,000円」に改め、同表44の3の項中「17,500円」を「17,600円」に改め、同表65の項中「31,000円」を「32,000円」に改め、同表90の項中「402,000円」を「403,000円」に、「717,000円」を「718,000円」に、「119,000円」を「120,000円」に、「303,000円」を「304,000円」に、「383,000円」を「384,000円」に、「434,000円」を「435,000円」に改め、同表92の項中「95,000円」を「96,000円」に、「674,000円」を「675,000円」に、「150,000円」を「151,000円」に、「345,000円」を「346,000円」に改め、同表95の項中「43,700円」を「43,900円」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「9,000円」を「9,100円」に、「84,800円」を「85,000円」に、「14,500円」を「14,600円」に、「22,400円」を「22,500円」に、「35,000円」を「35,200円」に、「234,000円」を「235,000円」に、「56,400円」を「56,500円」に、「98,200円」を「98,500円」に、「452,000円」を「453,000円」に、「592,000円」を「593,000円」に、「695,000円」を「696,000円」に、「205,000円」を「206,000円」に、「331,000円」

を「332,000円」に、「425,000円」を「426,000円」に、「648,000円」を「650,000円」に、「795,000円」を「796,000円」に、「936,000円」を「938,000円」に、「1,068,000円」を「1,070,000円」に改め、同表97の項中「26,300円」を「26,500円」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「9,000円」を「9,100円」に、「49,700円」を「49,800円」に、「14,500円」を「14,600円」に、「70,200円」を「70,400円」に、「22,400円」を「22,500円」に、「99,800円」を「100,000円」に、「35,000円」を「35,200円」に、「56,400円」を「56,500円」に、「216,000円」を「217,000円」に、「98,200円」を「98,500円」に、「392,000円」を「393,000円」に、「450,000円」を「451,000円」に、「205,000円」を「206,000円」に、「70,400円」を「70,500円」に、「151,000円」を「152,000円」に、「245,000円」を「246,000円」に、「373,000円」を「374,000円」に、「474,000円」を「475,000円」に、「564,000円」を「565,000円」に、「654,000円」を「655,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第59号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の14の2の項中「札幌市旭川市北見市」を「旭川市及び北見市」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道条例第60号

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北海道道路占用料徴収条例（昭和45年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表中表の部分を次のように改める。

占 用 物 件		占 用 料			
		単 位	所 在 地		
			1 級 地	2 級 地	3 級 地
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	430	360	310
	第2種電柱		660	550	480
	第3種電柱		900	740	650
	第1種電話柱		390	320	280
	第2種電話柱		620	510	450
	第3種電話柱		850	700	620
	その他の柱類		39	32	28
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートル につき1年	4	3	3
	地下に設ける電線その他の線 類		2	2	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380	310	270
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	230	190	170
	変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき1年	770	640	560
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320	270	240
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき	1,900	1,100	760

		1年				
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	770	640	560	
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満の もの	長さ1メートル につき1年	16	13	12	
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの		23	19	17	
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの		35	29	25	
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの		46	38	34	
	外径が0.2メートル以上0.3 メートル未満のもの		70	57	50	
	外径が0.3メートル以上0.4 メートル未満のもの		93	76	67	
	外径が0.4メートル以上0.7 メートル未満のもの		160	130	120	
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		230	190	170	
	外径が1メートル以上のもの		460	380	340	
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げ る施設			770	640	560
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街及び 地下室	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.004を乗じて得た 額			
			階数が1のもの	Aに0.007を乗じて得た 額		
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た 額		
	階数が3以上の もの		930	530	380	
	上空に設ける通路					

	地下に設ける通路			560	320	230
	その他のもの			770	640	560
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1日	19	11	8
	その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき 1月	190	110	76
政令第7 条第1号 に掲げる 物件	看板（アー チであるも のを除く。）	一時的に設ける もの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	190	110	76
		その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	1,900	1,100	760
	標識		1本につき1年	620	510	450
	旗ざお	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	1本につき1日	19	11	8
		その他のもの	1本につき1月	190	110	76
	幕（政令第 7条第4号 に掲げる工 事用施設で あるものを 除く。）	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	その面積1平方 メートルにつき 1日	19	11	8
		その他のもの	その面積1平方 メートルにつき 1月	190	110	76
アーチ	車道を横断する もの	1基につき1月	1,900	1,100	760	
	その他のもの		930	530	380	
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方	770	640	560

政令第7条第3号に掲げる施設		メートルにつき 1年	Aに0.028を乗じて得た 額		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及 び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方 メートルにつき	190	110	76
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及 び同条第7号に掲げる施設		1月	77	64	56
政令第7 条第8号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの		Aに 0.016を 乗じて 得た額	Aに 0.017を 乗じて 得た額	Aに 0.02を 乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た 額		
政令第7 条第9号 に掲げる 施設	建築物		Aに 0.016を 乗じて 得た額	Aに 0.017を 乗じて 得た額	Aに 0.02を 乗じて 得た額
	その他のもの		Aに 0.011を 乗じて 得た額	Aに 0.012を 乗じて 得た額	Aに 0.014を 乗じて 得た額
政令第7 条第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額		
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに 0.011を 乗じて 得た額	Aに 0.012を 乗じて 得た額	Aに 0.014を 乗じて 得た額
政令第7 条第11号	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの		Aに 0.016を 乗じて	Aに 0.017を 乗じて	Aに 0.02を 乗じて

に掲げる 応急仮設 建築物	上空に設けるもの	得た額	得た額	得た額
	その他のもの	Aに0.02を乗じて得た額		
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.028を乗じて得た額		
政令第7 条第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自動車専用 道路（高架のものに限る。） の路面下に設けるもの	Aに 0.016を 乗じて 得た額	Aに 0.017を 乗じて 得た額	Aに 0.02を 乗じて 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額		

別表の備考第2号中「所在地をいい」の次に「、その区分は、次のとおりとし」を加え、同号に次のように加える。

- (1) 1級地 函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、苫小牧市及び江別市の区域をいう。
- (2) 2級地 釧路市、帯広市、千歳市、滝川市、砂川市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、七飯町、岩内町、余市町及び羅臼町の区域をいう。
- (3) 3級地 市町村（札幌市を除く。）の区域で1級地及び2級地以外のものをいう。

別表の備考第7号に次のただし書を加える。

ただし、その時価が前年度の当該時価に1.2を乗じて得た額（以下「調整時価」という。）を超える場合には、調整時価をAとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。